

原規放発第 21041411 号
令和 3 年 4 月 14 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条
の 3 の 23 第 2 項の規定に基づく命令について

標記について、原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 23 第 2 項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、下記のとおり命令する。

記

1 命令の内容

東京電力は、当委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分（原子力規制検査等実施要領（原規規発第 1912257 号-1）に規定する対応区分をいう。）を第 1 区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核燃料物質を移動してはならない。ただし、保障措置検査のため必要な場合その他法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限りでない。

2 命令を発する理由

（1）事実

柏崎刈羽原子力発電所では、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 91 条第 2 項第 2 号及び第 3 号により設置が義務付けられた周辺防護区域及び立入制限区域に係る核物質防護設備の機能の一部を喪失したが、東京電力は、組織として、同項第 21 号により義務付けられた核物質防護設備の点検、保守を行わず、その

機能を維持することができなかった。また、東京電力は、核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった。これらにより、不正な侵入を検知できず、同項第 29 号に規定する「原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威」に対応できないおそれがある状態が 30 日を超えている箇所が複数あった。また、東京電力が「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定」の下部規定「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定運用要領」で 1 年ごとに行うと定めている規則第 91 条第 2 項第 30 号で義務付けられた定期的な評価及び改善を行っていなかった。

事実の詳細については、「原規放発第 2103167 号 原子力規制庁安全規制管理官（核セキュリティ担当） 令和 2 年度原子力規制検査（核物質防護）における検査指摘事項の重要度の暫定評価について（核物質防護設備の機能の一部喪失について）」に記載したとおりである。

また、柏崎刈羽原子力発電所では、規則第 91 条第 2 項第 12 号ハにより義務づけられた厳重な鍵の管理が行われておらず、中央制御室勤務員が同項第 5 号イにより立入りの際に所持が義務付けられた証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入域した。

事実の詳細については、「原規放発第 2102082 号 原子力規制庁安全規制管理官（核セキュリティ担当） 令和 2 年度原子力規制検査（核物質防護）における指摘事項の重要度の暫定評価について（柏崎刈羽原子力発電所における ID カードの不正使用）」に記載したとおりである。

（2）根拠となる法令の条項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）

第 43 条の 3 の 22 第 2 項及び第 43 条の 3 の 23 第 2 項

規則第 91 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号イ、第 12 号ハ、第 21 号、第 29 号及び第 30 号

（3）防護措置義務違反

東京電力が柏崎刈羽原子力発電所において講じている防護措置は、原子力規制委員会が定めた核物質防護措置に係る審査基準（平成 30 年 11 月 5 日制定）に照らし、法第 43 条の 3 の 22 第 2 項の規定に基づく規則第 91 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号イ、第 12 号ハ、第 21 号、第 29 号及び第 30 号の規定に違反したと認められる。

（4）特定核燃料物質の防護のために必要な措置

柏崎刈羽原子力発電所における防護措置義務違反の状態は、その後は是正されている。

しかしながら、このような状態が生じた原因が柏崎刈羽原子力発電所における組織的な管理機能の低下によると認められることから、当委員会は、柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分（各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態）に変更したところである。

については、柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の防護措置に関し、当該対応区分を第1区分（監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態）に変更するまでは、防護すべき特定核燃料物質の状態を変化させないようにすることが必要であり、具体的には、特定核燃料物質を移動してはならない旨命ずることとする。

3 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により原子力規制委員会に対して審査請求をすることができる。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。